

畜産経営安定対策の拡充を求める意見書

肉用牛肥育経営安定交付金制度（以下「牛マルキン」という。）は、枝肉価格の下落や配合飼料の価格高騰などによる肉用牛肥育経営への影響緩和を目的として、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合にその差額の9割を交付金として交付する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づく制度であり、全国の肉用牛肥育経営の安定に重要な役割を担っている。

本県でも肉用肥育農家のすべてが加入し、「鳥取和牛」などの本県ブランド牛の安定的な生産にも寄与するなど鳥取県の肉用牛振興にとって欠かすことのできない制度として定着している。

このたび国は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している肉用牛肥育農家の支援対策として、牛マルキンの支払財源となる生産者負担金の当面6か月の納付猶予（実質免除）を打ち出したところであるが、牛マルキン交付金が生産者積立金部分（1/4）を除き国費部分（3/4）のみの交付となるため、交付額は9割補てんでなく、約7割弱（ $0.9 \times 0.75 = 0.675$ ）の補てんにしかならない。経営が苦しい肉用牛肥育農家にとっての支援策としては不十分であるため、本県の生産者は生産者負担金の納付猶予は実施せず、9割補てんが行われるよう積立を行っている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、9割全額交付となるよう生産者負担部分も国が責任を持って補てんするとともに、さらには交付割合を引き上げることや交付金の早期の支払いに対応するなど肉用牛肥育農家を守るための万全の対策を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月30日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
様